

豊島区広報

発行所
豊島区役所
電話(971) (代)1101
(代)1166
昭和36年6月30日発行

豊島区歌、民謡

歌詞決まる

豊島区歌

区総合庁舎の建設を記念して一般から募集していた「豊島区歌」と「豊島区民謡」は、区歌百二十四篇、民謡五十八篇、計百八十二篇の応募があり、四回にわたる審査委員会で慎重に審査した結果、下記の八名の方々を選者と決定し入賞者の作品を若干補訂して、次のように決定しました。なお、作曲の際に多少変更する場合があります。

(1)

大東京の 新らしき

かなめはここにきずかれて

日ごとに伸びる 豊島区よ

見よこの歩み このいぶき

ひかりの朝が もりあがる

(2)

商工はゆる 山の手に

文化おりなす 池袋

生氣溢るる 豊島区よ

見よこの若さ この力

希望の旗が 風に鳴る

(3)

かがやくあすを めざしつ

自治のまごころゆるぎなく

とわに栄ゆる 豊島区よ

見よこの行手 この誇り

平和のはとが 輪を描く

豊島区民謡

(1)

花のかおりに

ハア

豊島は明けて

寄せる人波 笑顔と笑顔

街は繁昌の 晴れ姿 ソレ

たたく太鼓は トントン豊島

唄えよ囃せ 品よくまるく

ソレサソレソレ 豊島音頭でひとおどり

(以下囃子言葉同じ)

(2)

並ぶデパート シネマの空に

揺れてはほえむ あのアドバルン

たれを呼ぶやら 招くやら ソレ

山手廻ろか メトロかバスか

空のデイトは ヘリポート

駅はなじみの 池袋 ソレ

ハア

結ぶ手と手に ネオンは映えて

におうさんごの 色のように

豊島の明けくれ うれしいね ソレ

作家)

入選者氏名 (敬称略)

区歌

入賞

千葉県市川市市川町 三〇二九五

岡本 淳三

佳作

豊島区長崎町一

小林 玉藻

豊島区西栗鴨二〇七六一

島田 芳文

豊島区高松二〇四二

野原 正行

民謡

北区岩淵町一〇四三五

池田 誠一郎

佳作

群馬県高崎市木部町四六〇

吉岡 歌一郎

豊島区池袋一〇五八

根保 美代子

埼玉県川越市末広町一〇三

野原 正行

審査員

(敬称略)

区理事者 日比宣道(助役)

(田中陸(総務課長) 斎藤

一(区教委教育長)

区議会関係者 市川ムツマ

ロ(総務商工委員長) 橋本

とし子(文教委員長) 阿部

静枝(区議・評論家・歌人)

学校教育担当者 櫻場一雄

(千早小学校々長) 磯部忠

雄(池袋第一小学校々長)

渡辺真雄(朝日中学校々長)

区内文化人

池島信平(文芸春秋編集長)

藤田健次(日本民謡芸術

協会副会長) 大下宇陀児(

作家)

刃物を持たない運動

区で推進本部を設置

刃物による青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、刃物を持たない運動を豊島区推進本部がこれほど設置されました。

これは、五十人以内の委員で組織する合議制機関で日比助役が本部長となり、委員には、区青少年協委員をはじめ、この運動に関係のある公の機関、民間団体、業者などの代表が選ばれ、この運動の強化のための調査研究や、総合的な対策の協議を行ないます。

会議は、必要と認めるときに随時開催され、事務は区民生課で行ないます。

このたび決定した四十七名の委員は次の通りです。

(四名は重任)

- | | |
|---------------|---------------|
| 本部長 助役 日比 寛道 | 池袋母性協会代表 |
| 委員 | 菱 さのい |
| 区議会議員(青少年協委員) | 目白母の会代表 柏谷みや子 |
| 早川繁太郎 | 青少年委員協議会代表 |
| 橋本とし子 | 鈴木 綾子 |
| 青少年協代表(区議会議員) | 青少年団体代表 日谷 利栄 |
| 矢島 博文 | 保護観察協会代表 |
| 照部スエミ | 大塚 丈一 |
| 公立小中学校校長会代表 | 児童委員代表 安田安久次郎 |
| 金丸 滋 | 保護司会代表 吉田 金吾 |
| 金子 嘉一 | 町会長代表 大曾根銈治 |
| 同PTA代表 森田 米治 | 工業会代表 吉田 鉄蔵 |
| 村井 達二 | 商店会長代表 足立藤次郎 |
| 私立学校長代表 秋葉 馬治 | 防犯協会会長 大塚 丈一 |
| 婦人団体協議会代表 | (重任) |
| 武部 りつ | 吉田 忠雄 |
| 栗鴨母の会代表 栗馬 秋子 | 佐々木千里 |

刃物類販売業者代表(重任)

足立藤次郎

映画興業組合代表

秋田 馨

巢鴨警察署長

宮田 金秋

池袋 "

小出 進

目白 "

中沢幸太郎

地区委員会

鳥居 敬蒼

"

井山平太郎

"

(重任) 金子 嘉一

"

原口 和治

"

松尾 梧

田島 五郎

(重任) 早川繁太郎

"

田島 賢吉

"

吉田 鉄蔵

補導連絡会長

花園 有運

"

平村 晴信

"

伊藤 薫

福祉事務所長

中山 茂生

教育委員代表

宗像なみ子

社会教育課長

横山 美則

指導室 長

阿部 義理

民生課 長

松沢鶴之助

年金保険料は

お伺いした係員に

国民年金の保険料は、被保険者のみなさんが区役所または各区役所出張所で国民年金印紙を買って手帳にはり、その場で区役所の検認を受ける方法で納めることになっていますが、豊島区では、被保険者の方々多数の便宜を考え、六月下旬から、次のように、保険料の出張徴収を行なうことになりました。

出張徴収の係員が被保険者のみなさん方のお宅を訪問して、年金印紙を買っていただくとき、同時に検認を行なう方法です。この検認を

受ければ、保険料の納付をすませたこととなります。

係員がお宅に参りましたら、次の点に注意して、検認を受けてください。

① 区の係員は必ず身分証明書を持っており、不審なときはよく確かめてから納付してください。

② 年金印紙は必ず現金と引きかえに、領収書による納入はいたしません。

③ 年金印紙が汚れたり、破れたりしていないかどうか。

④ 年金手帳に印紙をはって検認したかどうか。

なお、お留守の場合には次の訪問予定日を書いた「お知らせ」をお配りし、後日再訪問いたします。もちろん、保険料はご都合のよいとき、直接、区役所国民年金課において納めていただくことも結構です。

保険料の納付には、国民年金課へ

お問い合わせは区役所国民年金課へ

電話 011-10115番

金手帳が必要です。

転入された方々へ!

他の府県や区市町村から転入された被保険者の方は、お早めに住所変更届等をお出し下さい。

お問い合わせは区役所国民年金課へ

電話 011-10115番

犯人を裁判にかける(起訴)のは検察官だけしかできませぬ。

窃盗や詐欺等いろいろの犯罪で被害を受けた人が警察や検察庁に訴え

出たが検察官が事件を裁判にかけてくれない(不起訴)。

どうも納得がいかない、そのようなときは

すぐ検察審査会に申し出て下さい。

検察審査会では事件をもう一度調べなおして、検察官が不起訴にしたことが正しいかどうか判断し、場合によっては事件を起訴するよう

に、検察官を監督する権利を申し入れます。

検察審査会は十一人の検

検 察 審 査 会 と は ?

事件の申し立てには費用がかかりません。検察審査会事務局では遠慮なく相談において下さるようお待ちしております。

事務局の所在地はつきのとおりです。

○東京第一検察審査会 事務局 三田三丁目

○東京第二検察審査会 事務局 豊島一丁目

○東京第三検察審査会 事務局 豊島一丁目

港区芝浦町一丁目

豊島区選挙管理委員会(共)

☆ ☆

夏期衛生強調運動

蚊やハエをなくし

快適な生活を

「蚊とハエをなくす都民運動」は、今年で満六年目を迎えました。六月は準備期間、七月一日から九月三十日までを実施期間として、関係官庁、地区委員会、民間諸団体の熱心な協力態勢も、ととのって、次の諸行事が準備されています。

空地の除草
○ゴミの不法投棄を防止する、○家庭のまわりの除草を呼びかける。○空地は地主に除草をしてもらう。○地主の不明なところは区土木課で除草する。

薬品と委託料を支給
○薬品は、二十％プレミアムマラサイオン乳剤原液を一世帯当り十三cc(百倍にうすめて約七合)あて、地区団体を通じて、無料配付する。また、使用方法を書いたチラシを同時に配付する。

ゴミ特別処理
六月十二日から九月十二日

各所で、ハエ取りコンクリルを行なう。

下水道口は樽に
下水道口を入れる樽を、区内に配置して、期日を定めて、区土木課でドロを集める。樽の使用その他連絡は区土木課へ(例二三〇八)

までの期間中は、夏期塵芥特別処理期間として、ゴミ

・汲取りなど完全処理を行なう。

動力噴霧器を貸出し

地域団体からの申し出によって、動力式噴霧機五台(三兼機・説売機・新規購入の動力ガンリンエンジン噴霧器三台)を貸し出す。お申し込みは区民生課へ(例八〇八一)

「ハエ取りデー」

区内一斉ハエ取りデー
第一回 七月二二日(土)

二三日(日)

第二回 八月十九日(土)

二十日(日)

三百二十円
犬小屋

大千円、中九百円、小六百五十円

お申し込みは、長崎授産場まで。(例九四五六)

衛生モデル地区

決まる

今年度の衛生モデル地区が次のように決定しました。区が衛生思想の普及のため、各地区委員会に依頼して、地区内の町会を単位に

住民登録の実態調査

調査員が全家庭を訪問

区では、毎年住民登録の実態調査を行なっておりすが、今年も七月一日から八月四日までの約一ヶ月間この調査を行なうことになりました。

これは、区の調査員が全家庭を訪問し

① 転出した人はいないか
② 転入してまだ届出のすんでいない人はいないか
③ 世帯主が変わったり続柄が変わっていないか

などを調査して住民登録簿の整備をするものです。

最近の

米穀受配状況

去る五月十九、二十の両日に実施した消費生活の主要食糧販売業者に対する登録変更の移動数は左記の通りでした。なお此の度本区の米穀受配状況を調査したところ、平均六割九分しか各家庭で受配してないことがわかりました。これは、ただ米食のみに頼らず、粉食その他によって、食生活の改善を行なっていることも思料されますが、また一部においては、登録店舗以外のルートから買付けているやにも見受けられますので、このことは、配給秩序改善の上からも好ましくありません。米穀は必ず登録先の小売店舗から受配されるように特に要望します。

記

一般消費世帯、一二〇件、(人口六二二名)
生産世帯、なし
職場用、一件、(人口二二二名)
計、一二二件、(人口八三二名)

×

×

×

鬼怒高原に区営キャンプ場

受付は七月十二日まで

区営キャンプ場が、七月二十二日から八月七日までの間、鬼怒高原鶏頂山のふもとに設けられます。

テントは十七張りで約七十名が収容でき、区内在住または在勤の方でしたら、どなたでも参加できます。

使用料は無料、交通費は各自負担(八百八十円)となっております。

マキは現地に備えてありますが、食糧、炊事用具、

寝具は各自持参のこと。

場所は、東武鬼怒川線鬼努川駅下車国鉄バスで約一時間の処です。

参加希望の方は七月十二日までに、区教育委員会体育係にお申し込み下さい。

また、グループの指導者と希望者のために、キャンプ講習会を開く予定です。

くわしい事は、体育係01101番にお問い合わせ下さい。

公益質屋 貸付額を増額

一口二万円まで
一世帯五万円まで

区では、このたび、利用者の便宜を図るため、公益質屋の貸付額をふやし、一口二万円、一世帯五万円まで貸し出すことになりました。

現在、区営の公益質屋は次の三カ所で営業しております。

駒込公益質屋 駒込四の
一五国電駒込駅下車七分

区立 豊島図書館

図書案内

(五月中新着分)

- ① 過去と未来の国々 開高 健
- ② 写真松川事件 伊藤昭一
- ③ 暮しの中のしつけ(お母さんの教育学) 田中和四郎
- ④ どうしたら数学ができるようになるか 遠山 啓
- ⑤ どうしたら理科ができるようになるか 田中実他
- ⑥ 原色動物図鑑(3)岡田要他
- ⑦ 海洋の事典 秋山隆二郎
- ⑧ 和達清夫監修 頭の発達10のルール 藤 謙
- ⑨ 改正手形小切手の実務知識 住谷甲子郎
- ⑩ アパート経営読本 東京都アパルト組合調査部編
- ⑪ 建築基準法関係法令集 36年版 光和堂
- ⑫ 中国年鑑 一九六一年 中国研究所編
- ⑬ 現代日本の底辺 1 最下層の人びと 2 行商人と日雇 4 零細企業の労働者 秋山隆二郎
- ⑭ 家庭文庫 ママに知らせてい娘の心理、ママに知らせたい息子の心理 D・デンフォワイエ
- ⑮ 現代人叢書 6 学校と教師の歴史 玉城 肇
- 7 社会主義日本の設計 有沢広己他
- 8 朝鮮の真実 金 三奎 他に二三〇冊があります。

区民美術教室開く

スケッチ・鎌倉ぼり・染色

区内の美術愛好家の方々に、豊島区美術家協会の諸先生方によって、絵画、彫刻、染色などを教授してもらう「区民美術教室」が、ことしも次の要領で開かれます。

科目内容

スケッチ、鎌倉ぼり、染色

期間 六月三十日～八月十一日

毎週金曜午後七時～九時

場所 区立荏荏ヶ谷中学校

講師 豊島区美術家協会員

対象 区内に居住または勤務している方。

授業料 無料。ただし教材は実費負担。

お問い合わせは、教育委員会文化係0116六内線三十番にどうぞ。

「ことしの予算と重点事業展」

東京部では、予算のあらましと、おもな事業を、市民の皆さんに良く知っていただくために「ことしの予算と重点事業展」というものを開催しております。場所は、都庁本庁舎中二階で、ことしの予算と、十一のおもな施策を、図面・写真などを多くとり入れてひと目で判るように解説してあります。

また、立体的な理解を助けるため、ことしの事業だけにとどまらず、事業全体の計画、東京都以外の都市の例、諸外国の事情なども豊富にとり入れてあります。期間は九月いっぱいまでですから機会がありましたら是非お立ち寄り下さい。

特別区民税(第1期)は 6月30日まで

普通徴収による特別区民税の令書は、六月中旬に発行され、納期は六月三十日です。区民税は区において最も重要な財源であります。区の施設を充実させる為に納税者皆さんの期票内完納に御協力を切にお願い致します。第2期以降を同時に前納されると報奨金が出ます。納入は区役所金庫又は区役所出張所へ。郵便局、銀行、信用金庫でも期間内は取り扱います。なお、今では本年三月三十一日までに申告書を出しなかつた方に対し、これから実態調査により所得の状況を調査しますから、持段の御協力をお願いいたします。